

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成3年4月から5年3月までの期間を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成3年4月から5年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から平成5年4月1日まで
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額がねんきん定期便によれば、10万4,000円から11万8,000円と記載されていた。しかし、同社では毎月20万円前後の手取り収入があったので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社の給与台帳において確認できる保険料控除額から、平成4年1月から5年3月までの期間は22万円とすることが妥当である。

また、平成3年4月から同年12月までの期間については、申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認できる給与台帳等の資料は無い。しかしながら、同僚から提出された同年4月から5年3月までの給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額

に見合う保険料よりも高額であり、一定額の保険料が控除されていることが確認できる。

このことから、申立人に係る平成3年4月から同年12月までの期間の標準報酬月額についても当該同僚と同じくオンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料よりも高額であり、一定額の保険料が控除されていたと推認でき、当該期間の標準報酬月額は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与台帳等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が平成3年4月から5年3月までの全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与台帳等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和62年10月から平成3年3月までの期間については、申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認できる給与台帳等の資料は無く、元事業主の所在も不明のため、当時の状況について確認することができなかった。

また、申立人の標準報酬月額の記録は、^{そきゅう}遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録をそれぞれ29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月29日
② 平成17年12月29日

私は、平成16年12月及び17年12月に賞与が支給された際、賞与から厚生年金保険料が控除されたが、事業主が社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出しなかったため、年金額の計算に反映されない状況となっているので、これらの期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が提出した賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間①及び②において、A社の事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額について、平成16年12月

29 日及び 17 年 12 月 29 日の記録を 29 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間①に係る標準賞与額を9万7,000円、申立期間②に係る標準賞与額を12万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月29日
② 平成17年12月29日

私は、平成16年12月及び17年12月に賞与が支給された際、賞与から厚生年金保険料が控除されたが、事業主が社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出しなかったため、これらの期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が提出した賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間①及び②において、A社の事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額について、平成16年12月29日の記録を9万7,000円、17年12月29日の記録を12万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間①に係る標準賞与額を19万4,000円、申立期間②に係る標準賞与額を22万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月29日
② 平成17年12月29日

私は、平成16年12月及び17年12月に賞与が支給された際、賞与から厚生年金保険料が控除されたが、事業主が社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出しなかったため、これらの期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が提出した賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間①及び②において、A社の事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額について、平成16年12月29日の記録を19万4,000円、17年12月29日の記録を22万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間①に係る標準賞与額を24万3,000円、申立期間②に係る標準賞与額を26万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月29日
② 平成17年12月29日

私は、平成16年12月及び17年12月に賞与が支給された際、賞与から厚生年金保険料が控除されたが、事業主が社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出しなかったため、これらの期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が提出した賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間①及び②において、A社の事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額について、平成16年12月29日の記録を24万3,000円、17年12月29日の記録を26万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、30 万円であったと認められることから、申立期間のうち平成3年3月から同年9月までの標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から3年10月26日まで

私は、平成2年11月1日から3年10月26日までA社の経営する施設等に勤務し、給与の手取りは30万円という契約だったので、総支給額は35万円前後あった。

しかし、申立期間について、標準報酬月額を確認したところ、国（厚生労働省）の記録では標準報酬月額が平成2年11月から3年2月までは30万円、同年3月から同年9月までは14万2,000円となっており納得できない。申立期間当時の給与額を裏付ける明細書は所持していないが、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間のうち平成3年3月から同年9月までについては、当初、30万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成4年5月11日）の後の4年12月18日付けで、3年3月から同年9月までの期間について、14万2,000円に遡^{そきゆう}及して引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、当該事業所において平成3年10月26日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる上、申立人は当時、当該事業所の経営する施設等に勤務していたところ、同僚は、給与計算や社会保険事務は本社で行っており、これらの事務を担当していたのは申立人ではなかったとしていることから、申立人が当該標準報酬月額に係る訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、30万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち平成2年11月1日から3年3月1日までについて、申立人は、給与手取り額は30万円であったが、総支給額は35万円前後であったとしているところ、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、当該期間に係る報酬の総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、当該事業所において申立人と同じ業務をしていた同僚は、当時の給与について記憶は無いとしているが、オンライン記録によると、当該同僚の標準報酬月額は、申立人と同じく30万円であることが確認できる上、申立人の標準報酬月額は、^{そきゅう}遡及して訂正が行われていることも無く、不自然な点はみられない。

さらに、当該期間の当該事業所における申立人に係る雇用保険の記録では、賃金支払月額が30万円であることが確認できる。

加えて、申立期間の一部期間について、社会保険事務を担当していた同僚は、当該事業所の標準報酬月額の算定について、「昔のことなので記憶が定かではない。」としている上、当該事業所は既に解散しており、事業主も連絡先が不明であることから、申立期間当時の申立人の標準報酬月額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち平成2年11月1日から3年3月1日までについて申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から同年8月11日まで

私は、A社に昭和43年に入社し、平成21年に退職するまで同社に勤務したが、厚生年金保険の記録を確認したところ、同社C事業所で昭和50年7月1日に被保険者の資格を喪失し、同社（本社）で同年8月11日に資格を取得していることが分かった。

これは、A社C事業所から同社D事業所に勤務地が変更になった昭和50年8月11日を資格喪失日として届け出るべきところを、誤って同年7月1日として届け出たためである。

A社C事業所での資格喪失日を昭和50年8月11日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された在籍証明書及び労働者名簿によれば、申立人が申立期間においても同社に継続して勤務し（昭和50年8月11日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和50年6月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行していたか否かについては、B社の人事部は、申立人に係るA社C事業所の資格

喪失日を昭和 50 年 8 月 11 日として届け出るべきところを、同年 7 月 1 日と誤って届け出たことを認めていることから、当該事業主は、社会保険事務所（当時）に同年 7 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年10月から53年5月まで

申立期間当時は、大学に在学していたが、父親がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中に申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、A市及び転出先のB町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）の国民年金被保険者資格取得日は昭和56年6月26日となっている上、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月11日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であるほか、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、父親は病気療養中のため、当時の状況を聴取することができないことから、国民年金の加入状況や当時の保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月から38年7月まで
A町の実家に戻ってB市の会社に勤務したが、20歳になると同町から国民年金の納付書が送られてきたので、役場に行き国民年金保険料を納付した。
申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になるとA町から国民年金の納付書が送られてきたと主張しているが、申立人は、20歳の誕生日時点では厚生年金保険に加入しており、同町では、「厚生年金保険の加入者を国民年金に加入させることはあり得ない。」と回答している上、申立人は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付方法についての記憶が曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年7月20日にB市で払い出されていることが確認でき、それ以前に、A町において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 62 年 9 月まで

私は、昭和 58 年 10 月で勤め先を退職し、職場の先輩の勧めもあって同年 11 月以降の遅くない時期に A 町（現在は、B 市）役場で国民年金への加入手続を行い、C 納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 10 月に勤め先を退職し、それから遅くない時期に A 町役場で国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、B 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）の被保険者資格取得の処理年月日（平成元年 3 月 16 日）及び申立人の直近の国民年金加入者の資格取得年月日（平成元年 3 月 1 日）から平成元年 3 月ごろと推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるほか、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の二女と連番で払い出されており、しかも、二女の国民年金保険料は、申立人と同じく申立期間後の昭和 62 年 10 月分から納付されているところ、二女については、同年 10 月分から 63 年 3 月分までの保険料が、時効により納付することができなくなる直前の平成元年 11 月 20 日に納付されていること、及び両名の証言内容からすると、申立期間直後の保険料については、申立人の妻が、申立人と二女の保険料を一緒に納付していたものと推認されることなどから、申立人についても、時効にかかる直前の昭和 62 年 10 月分以降の保険料が、平成元年 11 月ごろまでに納付されたが、申立期間の保険料については時

効により納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年3月まで
私が大学生だった昭和40年4月ごろ、父親がA町（現在は、B市）役場で、国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料も納付していたと聞いているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和40年4月ごろ、A町役場で、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年10月13日に払い出されていることが確認でき、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳及び国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、上記の手帳記号番号が払い出された時点において、申立人が昭和44年9月1日にさかのぼって被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間は国民年金未加入期間となり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの期間及び同年6月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年3月まで
② 昭和54年6月から58年3月まで

A県B市に住んでいた期間のうち、船員保険被保険者資格を喪失した後の申立期間①について、妻の国民年金加入記録はあるが、私の記録が無いことに納得できない。

また、昭和54年6月にC県D市に転入した後の申立期間②についても、妻の国民年金加入記録はあるが、私の記録が無いことに納得できない。

私の申立期間の保険料は、妻が金融機関の窓口又は集金担当者に納付していたと記憶しているので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年10月ごろにB市で国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は58年7月15日に払い出されていることが確認できる上、被保険者資格の取得はD市に転入した54年6月10日に遡^{そく}及^{きゅう}して行われており、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人がB市に居住していた申立期間①は、国民年金未加入期間として扱われ、納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、申立人は、被保険者資格を遡^{そく}及^{きゅう}して取得した後の申立期間②の保険料について、妻が金融機関の窓口又は集金担当者に納付していたと主張

しているが、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時期からみて、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、D市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄には「船保、もれ者」との記載があり、国民年金手帳記号番号が払い出された時点まで申立人は国民年金強制加入の適用漏れ者であったことがうかがわれる上、申立人及びその妻から聴取しても、申立人の申立期間②の保険料がまとめて過年度納付されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月10日から同年8月1日まで
② 昭和27年11月5日から28年6月25日まで

私は、昭和27年6月から28年6月まで、A社に勤務した。同年5月の社員旅行にも参加しており、同年6月には勤務中に同僚が運転していた車で交通事故に遭い20日ほど入院した。退院と同時に会社を辞めるまで同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年8月1日であることが確認できることから、当該期間については、適用事業所とはなっていない期間である。

申立期間②について、申立人は、昭和28年5月の社員旅行及び同年6月に同僚が運転していた車による交通事故で20日ほど入院したことなど、当時のことを詳細に記憶しているが、同僚5名は申立人のことを覚えておらず、うち1名が社員旅行については記憶しているものの、申立人の勤務期間を特定できる証言を得ることはできなかった。

また、法務局にA社について照会したところ、同社の登記簿は目録のみしか現存していないとの回答があり、事業主の所在を確認することができなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において申立人の資格取得日及び喪失日は一致している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月1日から30年1月1日まで
② 昭和52年9月1日から同年11月1日まで

申立期間①について、A氏所有の船舶Bに乗船し、さんま漁に従事したので船員保険加入期間として認めてほしい。

申立期間②について、年金記録では、C社における船員保険加入期間は昭和52年11月1日からとなっているが、船舶Dがまだ造船所で建造中の同年9月から勤務したので、申立期間を船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、船員手帳を所持していないが、当該期間においてA氏が船舶所有者である船舶Bと一緒に乗船していたとする同僚の名前を多数記憶しており、当該複数の同僚の記憶とも一致することから、申立人が、当該船舶に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、船員手帳を所持している船長を含め、船員手帳は所持していないものの当該期間に船舶Bに乗船したとする者全員が、当該期間は船員保険の加入期間とはなっていない上、これらの者のうち複数の者から「この当時、乗船しても船員保険に加入しないことがあった。」とする証言が得られた。

また、上記船長の船員手帳の記録から、同氏が申立期間後である昭和30年から31年にかけても船舶Bに乗船したことが確認できるが、当該期間も船員保険の加入期間とはなっていないことが確認できる。

さらに、当時の船舶所有者及び後継者であるその息子も既に死亡しており、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、船員手帳は所持していないが、船舶Dに乗船していたと述べており、船舶登記簿謄本によると、船舶Dの船舶所有者はC社であったことが確認できるが、申立人は、給与について、「C社ではなく、E社から支給されていたかもしれない。」と述べているところ、申立期間直後の船員保険の加入期間は、乗り組んだ船がE社の船舶でありながらC社における加入記録となっていることが確認できる。

また、申立人と一緒に船舶Dに乗り組んだとする同僚の資格取得日は、C社における船舶所有者別被保険者名簿から昭和52年10月3日であることが確認できるが、当該同僚は、船員手帳を所持していないために船舶Dでの雇入日及び雇止日は不明である。

さらに、C社における上記被保険者名簿とオンライン記録において、申立人の資格取得日及び喪失日は一致している上、E社における船舶所有者別被保険者名簿においては申立人の名前は見当たらない。

加えて、両事業所は、登記簿謄本によると平成19年に別会社に合併し解散しているが、合併先事業所の連絡先が不明のため、当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月から29年5月まで

私は、申立期間にA社（後にB社C営業所）に勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、B社D支店に勤務した同僚は記録が見付かり、厚生年金保険の被保険者資格を回復している。

支店と営業所の違いで、私の厚生年金保険の記録が無いことには納得できないので、申立期間の厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、期間の特定はできないものの申立人がB社C営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするA社及びB社C営業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらない。

また、B社C営業所に勤務していた同僚4人のうち、3人は同社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録が確認できるが、ほかの1人は申立人と同様に加入記録が見当たらない。

さらに、当該同僚4人はいずれも他界又は所在不明であるほか、当時の事業主や支店長についても同様であるため、申立人が勤務していたB社C営業所の状況や厚生年金保険料の控除の実態について証言を得ることはできない。

加えて、B社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間における昭和元年以降の生まれのすべての被保険者のうち、連絡先が確認できた5人に照会したところ、4人は他界又は病氣療養中で聴取不能であり、ほかの1人は冒頭の同僚であるが、同社C営業所のことは分からない

と証言している。

なお、B社D支店は、昭和29年4月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、49年10月1日に解散していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月 26 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 47 年 9 月 6 日から同年 9 月 27 日まで

A社に勤務していた当時の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、同社における加入期間は昭和 45 年 10 月 1 日から 47 年 9 月 6 日までとの回答を得た。

しかし、私は、A社に昭和 45 年 9 月 26 日から 47 年 9 月 26 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、連絡先が確認できたA社における申立期間当時の同僚二人に照会したが、そのうちの一人は、「申立人を覚えているが、勤務期間までは覚えていない。」と回答しており、ほかの一人は、「当時の事は何も覚えていない。」と証言していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定することはできなかった。

また、当該事業所は既に閉鎖しており、元事業主も申立期間当時の資料を保存していない上、元事業主及びその妻を除く当時の役員全員が連絡先不明又は既に他界しているため、申立期間における申立人の勤務状況等を確認することができない。

さらに、当該事業所における申立人の雇用保険加入記録は見当たらない。加えて、厚生年金保険の記号番号払出簿によると、申立人が当該事業所

において昭和 45 年 10 月 1 日に取得した記号番号は、申立人が自分より先に入社したとする同僚と連番で、同年 10 月 16 日に払い出されていることが確認できる上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の資格喪失日は 47 年 9 月 6 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び申立期間②における厚生年金保険被保険者記録に誤りがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 7 月から 28 年 8 月まで
② 昭和 28 年 9 月から 29 年 8 月まで
③ 昭和 29 年 9 月から 31 年 8 月まで

私は、昭和 27 年 7 月から 28 年 8 月まで、A 事業所に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①は未加入であるとの回答であった。

昭和 26 年 7 月から 27 年 6 月までの期間及び 28 年 9 月から 29 年 8 月までの期間、B 事業所（現在は、C 事業所）に勤務したが、厚生年金保険の加入期間は 26 年 7 月 1 日から 27 年 7 月 1 日までであり、申立期間②は厚生年金保険に未加入であるとの回答であった。

昭和 29 年 9 月から 31 年 8 月まで、D 事業所に勤務したが、申立期間③は厚生年金保険に未加入であるとの回答であった。

各申立期間において各事業所に勤務したことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録及び事業所記号払出簿により、申立人が勤務したとする A 事業所を検索したが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、当該事業所の取締役は、「申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

申立期間②について、C 事業所の代表取締役及び同僚 3 人から聴取したが、申立人の当該期間における在籍についての証言は得られなかった。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人に係る厚生年金保険の加入記録は昭和 26 年 7 月 1 日から 27 年 7 月 1 日までの期間のみであり、申立期間②に係る申立人の加入記録は見当たらず、健康保険の番号にも欠番は無い。

申立期間③について、申立人の D 事業所における昭和 30 年 7 月 1 日から 31 年 8 月 27 日までの健康保険への加入記録があることから、申立期間③において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険に加入した場合は、被保険者を識別する記号番号が付されるが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にある 156 人全員の「厚生年金保険の記号番号」欄は空欄となっていること、及び上記の 156 人の厚生年金保険への加入記録は見当たらないことから判断すると、当該事業所は健康保険の適用事業所とはなっていたが、厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかったと認められる。

このほか、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 2 月まで
② 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 1 月 4 日まで
③ 昭和 37 年 3 月 2 日から 38 年 3 月 31 日まで
④ 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 4 月から 35 年 2 月まで、A 社に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①は未加入であるとの回答であった。

昭和 35 年 3 月から 37 年 2 月まで、B 社に勤務したが、厚生年金保険の加入期間は 36 年 1 月 4 日から 37 年 3 月 1 日までであり、申立期間②は厚生年金保険に未加入であるとの回答であった。

昭和 37 年 3 月から 38 年 3 月まで、C 社に勤務したが、申立期間③は厚生年金保険に未加入であるとの回答であった。

昭和 39 年 9 月から 40 年 9 月まで、D 社に勤務したが、厚生年金保険の加入期間は 39 年 11 月 16 日から 40 年 3 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間であり、申立期間④は厚生年金保険に未加入であるとの回答であった。

各申立期間において各事業所に勤務したことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社の同僚の証言によれば、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び事業所記号払出簿により当該事業所を検索したが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、オンライン記録により当該事業所の事業主について検索を行ったが、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者となっている記録は見当たらず、当該事業所の商業登記記録も存在しないため、申立期間①当時の当該事業所の状況を確認することができない。

申立期間②について、申立人が後に勤務したE社が保管する人事記録及びB社の取締役の証言によれば、申立人が申立期間②においても当該事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に記載された資格取得日は昭和36年1月4日となっており、オンライン記録と一致する。

また、申立人とほぼ同時期に当該事業所に入社した従業員の資格取得日は昭和36年1月5日となっており、申立人の資格取得日とほぼ一致する。

申立期間③について、E社が保管する人事記録によれば、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「1日4時間ほどアルバイトとして勤務した。」と述べているところ、C社の人事部は、「一般的に厚生年金保険に加入させるのは正社員だけであり、アルバイトは加入させていない。」と回答している。

また、申立人が挙げた同僚のアルバイト1人について検索を行ったが、申立期間③当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となった記録は見当たらない。

申立期間④について、E社が保管する人事記録によれば、申立人が申立期間④においてもD社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、上記人事記録によれば、申立期間④当時の雇用形態は臨時雇であったことが確認できるところ、同様に臨時雇であった昭和39年9月14日から同年11月13日までの期間についても厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、E社の人事部は、「申立期間当時、臨時補充員については厚生年金保険に加入させていたと考えられるが、臨時雇について厚生年金保険に加入させていたとは考え難い。」と回答している。

このほか、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 9 月 9 日に A 社を退職し、同年 10 月 1 日から B 社に入社した。そのため、国民年金の記録は同日で資格喪失となっている。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、当該事業所で厚生年金保険の被保険者となったのが昭和 56 年 11 月 1 日とされており、申立期間が未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において B 社で厚生年金保険の被保険者であった 10 人に照会をしたところ、3 人が「申立人のことを知っている。」と回答しており、うち 1 人が申立人の入社時期について、「申立人は、昭和 56 年の 9 月か 10 月に入社した。」と述べていることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚は、当該事業所における厚生年金保険の加入について、「入社した月の翌月から加入させていた。」と証言しており、「実際に自分も入社した月の翌月から厚生年金保険に加入している。」と述べている。

また、当時の人事担当者であったとされる者に照会をしたところ、「当該事業所は人の入れ替わりが激しく、数か月ももたず辞めていく人が数多くいる状況であったため、実際に勤務した期間と厚生年金保険に加入した期間が異なっても不自然ではない。」と証言していることから、当該事業所においては、必ずしも従業員を採用してすぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、当該事業所は既に倒産し、当時の代表取締役とは連絡が取れず、

経理担当者であったとする者も厚生年金保険の取扱いについては分からないとしており、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から 57 年 2 月 1 日まで

昭和 56 年 6 月、A 社を退職後、すぐに B 社に入社した。入社当時は子供も幼かったため、何度となく保険証を催促したことを覚えている。

しかし、自分の年金加入記録を確認したところ、当該事業所で加入した記録が、実際に勤務した期間と異なることが分かった。昭和 56 年 7 月から B 社に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において B 社で厚生年金保険の被保険者であった 6 人に照会をしたところ、2 人が、「申立人のことを知っている。」と回答しており、いずれも申立人の入社時期について、「申立人は、昭和 56 年の 6 月か 7 月に入社した。」と証言しており、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が同僚として挙げている者が、当該事業所で厚生年金保険被保険者になったとする記録は見当たらない上、当時の人事担当者であったとされる者に照会をしたところ、「当該事業所は人の入れ替わりが激しく、数か月ももたず辞めていく人が数多くいる状況であったため、実際に勤務した期間と厚生年金保険に加入した期間が異なっても不自然ではない。」と証言していることから、当該事業所においては、必ずしも従業員を採用してすぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録を確認したところ、当該事業所における資格取得日は昭和 57 年 2 月 1 日、離職日は同年 2 月 10 日と記載

されており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、当該事業所は既に倒産し、当時の代表取締役とは連絡が取れず、経理担当者であったとする者も厚生年金保険の取扱いについては分からないとしており、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 14 日から 49 年 7 月 6 日まで

私は、昭和 44 年 3 月 14 日から 49 年 7 月 6 日まで、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、当該期間に係る脱退手当金を受給した記録となっていることに納得できない。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和 49 年 8 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月5日から34年6月16日まで

私は、A社に勤務していたが、私の厚生年金保険について、社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、申立期間については脱退手当金の支給済期間であると言われたが、私は、脱退手当金については知らないし、受け取った覚えも無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年8月27日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同年7月28日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている12人について調査したところ、申立人を含む6人に脱退手当金の支給記録があり、6人全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、うち3人の資格喪失日及び脱退手当金の支給決定日がそれぞれ同一日であるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。